

議案第4号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成31年2月7日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（休職中等の者の昇給等）</p> <p>第13条 昇給日において、<u>休職中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中（公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）</u>又は停職中の者に対しては、第10条第3項及び前条の規定による昇給並びに第4条の2及び第11条の規定による加える調整を行わない。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第13条 昇給日において、休職中、配偶者同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中（公益的法人等派遣条例第3条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）又は停職中の者に対しては、第10条第3項及び前条の規定による昇給並びに第4条の2及び第11条の規定による加える調整を行わない。</p>

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 7 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支給対象外職員）</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(11) 〔略〕</p> <p><u>(12) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年墨田区条例第38号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）</u></p> <p><u>(13) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年墨田区条例第20号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員（以下「配偶者同行休業中の職員」という。）</u></p> <p>2 条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第2号から第13号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2)～(6) 〔略〕</p> <p>（基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間）</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p><u>(7) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間</u></p> <p><u>(8) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間</u></p> <p>（欠勤等日数）</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(11) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(12)</u> 〔同左〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第2号から第12号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2)～(6) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(7)</u> 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p>

第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)～(7) 〔略〕

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

(9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

(10) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)

(11) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2～5 〔略〕

第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年墨田区条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあっては、2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)～(7) 〔略〕

〔新設〕

(8) 〔同左〕

(9) 〔同左〕

(10) 〔同左〕

2～5 〔略〕

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 6 号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 7 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支給対象外職員）</p> <p>第2条 条例第30条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（同条第5項において準用する条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(11) 〔略〕</p> <p><u>(12) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年墨田区条例第38号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）</u></p> <p><u>(13) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年墨田区条例第20号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員（以下「配偶者同行休業中の職員」という。）</u></p> <p>2 条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第2号から第13号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2)～(6) 〔略〕</p> <p>（基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間）</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p><u>(9) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間</u></p> <p><u>(10) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(11) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(12) 〔同左〕</u></p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第2号から第12号までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(2)～(6) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)～(8) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(9) 〔同左〕</u></p>

(欠勤等日数)

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第13号に掲げる期間にあつては2日とする。)として換算した日数(1日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

(1)~(7) 〔略〕

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

(9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

(10) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)

(11) 結核休職期間

(12) 勤務時間条例第15条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)により勤務しない期間(次号に掲げる期間を除く。)

(13) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間(以下「短期の病気休暇の期間」という。)のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間(短期の病気休暇の期間の初日の属する月(当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月)の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。)

(14) 組合休暇により勤務しない期間

(15) 勤務時間条例第16条第1項に規定する生理休暇により勤務しない期間(条例第1

〔同左〕

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第12号に掲げる期間にあつては2日とする。)として換算した日数(1日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

(1)~(7) 〔略〕

〔新設〕

(8) 〔同左〕

(9) 〔同左〕

(10) 〔同左〕

(11) 〔同左〕

(12) 〔同左〕

(13) 〔同左〕

(14) 〔同左〕

8条第1項の規定により給与が減額される 期間に限る。)	
(16) 介護休暇により勤務しない期間	(15) 〔同左〕
(17) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間	(16) 〔同左〕
2～7 〔略〕	2～7 〔略〕

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

学校医等に対する永年勤続功労感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱細目基準学務課第1号、第2号及び第3号に基づき、本区勤続30年、25年及び15年の学校医・学校歯科医・学校薬剤師に対し、感謝状を贈呈した。

1 区長決定分

永年勤続功労感謝状受賞者 [30 年]

職 種	氏 名	委 嘱 校
学校医（内科）	せきや しゅんいち 関谷 駿一	緑小学校、菊川幼稚園

（敬称略）

2 教育長決定分

永年勤続功労感謝状受賞者 [25 年]

職 種	氏 名	委 嘱 校
学校医（内科）	さわだ こうじ 沢田 幸地	第三吾孀小学校
学校医（内科）	なかがわ よしひろ 中川 義宏	第四吾孀小学校
学校医（眼科）	おかだ おさむ 岡田 修	第一寺島小学校、第三寺島小学校、寺島中学校、文花中学校、文花中学校（夜間学級）

（敬称略）

永年勤続功労感謝状受賞者 [15 年]

職 種	氏 名	委 嘱 校
学校医（内科）	はが かつや 芳賀 克也	業平小学校
学校医（眼科）	きのした ひでひこ 木下 英彦	東吾孀小学校、立花吾孀の森小学校、吾孀立花中学校、立花幼稚園
学校医（精神科）	ひが はるよし 比賀 晴美	全小学校
学校歯科医	かんべ まさよし 神部 正佳	外手小学校
学校歯科医	ひるま しげたか 蛭間 重能	両国小学校
学校歯科医	おそざわ けんじ 遅澤 顕二	曳舟小学校
学校薬剤師	すぎやま まちこ 杉山 眞知子	第一寺島小学校

（敬称略）

3 永年勤続功労感謝状贈呈式

平成31年1月31日（木）午後2時から
墨田区役所 13階 131会議室

平成 30 年度 墨田区立学校「体力テスト」結果について

平成 30 年 6 月にかけて実施した「体力テスト」の結果について、お知らせします。

1 調査の目的

「平成 30 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」の結果から、墨田区内児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の現状を明らかにし、児童・生徒の健康の保持・増進と体力づくりを推進する施策の改善と一層の充実を図る。

2 調査実施期間及び調査対象等

- (1) 調査実施期間 平成 30 年 6 月
 (2) 調査対象 墨田区立小・中学校全学年児童・生徒（夜間学級除く）
 (3) 実施した学校

校種	学校数	実施学校数(実施率)	学年・人数				
			1年	2年	3年	4年	
小学校	25 校	25 校 (100%)	1年	1,650 人	4年	1,643 人	小学校総数 9,924 人
			2年	1,692 人	5年	1,586 人	
			3年	1,699 人	6年	1,654 人	
中学校	10 校	10 校 (100%)	1年	1,213 人	/		中学校総数 3,654 人
			2年	1,213 人			
			3年	1,228 人			

3 調査項目

体位 身長、体重

体力テスト

(1) 小学校

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

(2) 中学校

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ、持久走

20mシャトルラン、持久走（男子:1500m、女子:1000m）は、選択

4 調査結果（合計点のみ表示 東京都平均値との比較から）

(1) 男子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
墨田区平均	30.5	38.8	44.8	49.7	56.0	60.8	34.2	42.7	49.0
東京都平均	29.8	37.4	43.6	49.5	54.6	60.3	33.1	41.3	48.2
都平均との差異	+0.7	+1.4	+1.2	+0.2	+1.4	+0.5	+1.1	+1.4	+0.8
30 年度全国						54.2			42.2

(2) 女子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
墨田区平均	30.6	39.2	45.0	51.2	57.6	62.2	44.9	50.5	52.6
東京都平均	29.7	37.5	44.0	50.4	56.2	61.7	44.6	49.6	51.8
都平均との差異	+0.9	+1.7	+1.0	+0.8	+1.4	+0.5	+0.3	+0.9	+0.8
30 年度全国						55.9			50.4

平成 30 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書【スポーツ庁】による。（小学校第 5 学年、中学校第 2 学年で実施）

【分析】

全ての学年において、体力合計点が、東京都の平均値を上回っている。

小学校は、「上体起こし」、「長座体前屈」、「ソフトボール投げ」の種目において、東京都平均より下回る学年があり、柔軟性、投力等の向上が課題と捉える。中学校は「持久走」、「20mシャトルラン」において、東京都平均より下回る学年があり、持久力の向上が課題と捉える。

5 今後の取組予定

- (1) 教育委員会指導室は、本調査の結果を踏まえ、体力向上に資する取組を各学校に情報提供する。
 (2) 各学校は、自校の調査結果を踏まえ、平成 31 年度「体力向上プラン」「一校一取組運動」の改善を図り、体力向上を更に推進する。